

第三部 国際法秩序の維持 力の規制

武力行使の禁止の例外？

自衛権

アフガニスタンに対する米英の攻撃 資料

自衛権は憲章51条で誕生した？

憲章51条 2条4項の例外

自衛権行使の要件

必要性・比例性 ニカラグア事件 判例集 p. 505

「武力攻撃」

注意 「武力攻撃」と「武力行使」とは異なる ニカラグア p. 505

テロは「武力攻撃」と言えるか

テロリストを国家がかくまう場合は？

今回の武力行使をどう評価すべきか？

まとめ

「が発生した場合」

米英の主張 いずれも先制自衛を主張 資料

学説 先制自衛は違法

文言の通常の意味 参照 条約法条約31条

後の実行 条約法条約31条3項b

1981年イスラエルのイラク攻撃 資料 筒井

1998年 米のスーダン・アフガニスタン攻撃

2001年 今回の攻撃

結論

人道的干渉

1999年 ユーゴスラヴィアに対するNATOの攻撃

国連憲章2条4項の例外か？

ユーゴスラヴィアに関して

違法主張国の議論の特徴 人権侵害の存在には触れない

論点 干渉するのは安保理のはず

認めてしまうと危険では？ 「人道」を理由に何でもできてしまう？

ボスニア・ヘルツェゴヴィナ代表 本件干渉は「最小悪」